

令和4年第6回（12月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第111号	上越市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	総務管理課	1
議案第112号	上越市個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		2～5
議案第113号	職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	人事課	6～7
議案第114号	職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について		8～10
議案第115号	職員の定年等に関する条例の一部改正等について		11～84
議案第116号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		85～90
議案第117号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について		
議案第118号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について		
議案第119号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について		

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第111号
提出課	総務管理課

上越市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律が一部改正され、同法が個人情報保護に関する全国共通ルールとして地方公共団体に適用されることを受け、これまでの条例を廃止し、新たに同法の施行に関し必要な事項を定めるもの

2 主な規定内容

(1) 趣旨（第1条関係）

上越市自治基本条例第20条第2項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 開示請求に係る手数料（第3条、別表関係）

自己情報の開示請求を行う際に納付しなければならない手数料の額は、次の表に定めるとおりとする。ただし、写しの作成及び交付に特別の経費を要するとき並びに写しの送付に経費を要するときは、その実費額とする。

区分		手数料の額
閲覧		無料
写しの交付	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき30円

(3) 上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会への諮問（第4条関係）

実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会に諮問することができる。

(4) 運用状況の公表（第5条関係）

市長は、毎年度、実施機関における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等並びに当該決定等に係る審査請求の状況について公表しなければならない。

(5) 附則

ア 現行の上越市個人情報保護条例（平成8年上越市条例第2号。以下「旧条例」という。）は廃止する。（附則第2項関係）

イ 旧条例の廃止に伴い、旧条例に基づき知り得た個人情報について、この条例の施行後も引き続き守秘義務及び罰則を課するため、経過措置を設ける。（附則第3項、附則第5項から第10項まで関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 2 号
提 出 課	総務管理課

上越市個人情報の保護に関する法律の改正に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について

1 制定理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正を受け、引用条項を整備するなど、関係する条例を一括で改正するもの

2 改正内容

(1) 第 1 条の規定による上越市自治基本条例の一部改正

個人情報の保護及び手続等に関する根拠例規として、個人情報の保護に関する法律を加える。(第 2 0 条関係)

(2) 第 2 条の規定による上越市情報公開条例の一部改正

ア 国の情報公開制度及び当市の個人情報保護制度と整合を図るため、情報公開請求の公開決定までの日数の上限を 3 0 日に改める。(第 1 1 条関係)

イ 当市の個人情報保護制度と整合を図るため、これまで規則で定めていた情報公開請求に要する費用を手数料として、次の表のとおり定める。(第 1 4 条、別表関係)

区分		手数料の額
閲覧		無料
写しの交付	白黒	1 枚につき 1 0 円
	カラー	1 枚につき 3 0 円

(3) 第 3 条の規定による上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の一部改正

ア 個人情報保護制度は、国の共通ルールに基づき実施されることから、審議会への諮問事項を整理する。(第 2 条関係)

イ その他文言を整備する。

(4) 第 4 条の規定による上越市都市公園条例等の一部改正

条文中に、廃止する「上越市個人情報保護条例」を引用している規定を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 上越市個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例による新旧対照表

(1) 第 1 条の規定による上越市自治基本条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。 (追加)	

(3) 第3条の規定による上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 上越市情報公開条例（平成8年上越市条例第1号）に基づく情報公開制度</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>イ 上越市審議会等の会議の公開に関する条例（平成16年上越市条例第1号）に基づく審議会等の会議の公開制度</p> <p>(2) <u>上越市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年上越市条例第 号）第4条の規定による実施機関の諮問に応じて審議すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>上越市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年上越市条例第 号）第50条の規定による市議会の諮問に応じて審議すること。</u> (追加)</p> <p>2 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する9人<u>以内</u>の委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 上越市情報公開条例（平成8年上越市条例第1号）に基づく情報公開制度</p> <p>イ <u>上越市個人情報保護条例（平成8年上越市条例第2号）に基づく個人情報保護制度</u></p> <p>ウ 上越市審議会等の会議の公開に関する条例（平成16年上越市条例第1号）に基づく審議会等の会議の公開制度</p> <p>(2) <u>上越市個人情報保護条例</u></p> <p>_____の規定による実施機関の諮問に応じて審議すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する9人_____の委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(4) 第4条の規定による上越市都市公園条例等の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p><第4条第22号関係></p> <p>(22) 上越市オンブズパーソン条例</p> <p>(意見の表明、勧告、提言等の内容の公</p>	<p><第4条第22号関係></p> <p>(22) 上越市オンブズパーソン条例</p> <p>(意見の表明、勧告、提言等の内容の公</p>

改 正 案	改 正 前
<p>表)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 オンブズパーソンは、前項の規定による公表をするときは、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の趣旨にのっとり、個人情報の保護について最大の配慮をしなければならない。</p> <p><その他の改正（指定管理共通）> （個人情報の管理）</p> <p>第〇条 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p>	<p>表)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 オンブズパーソンは、前項の規定による公表をするときは、<u>上越市個人情報保護条例（平成8年上越市条例第2号）</u>の趣旨にのっとり、個人情報の保護について最大の配慮をしなければならない。</p> <p><その他の改正（指定管理共通）> （個人情報の管理）</p> <p>第〇条 指定管理者は、<u>上越市個人情報保護条例（平成8年上越市条例第2号）</u>に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p>

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 3 号
提 出 課	人事課

職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

1 制定理由

職員に幅広い能力開発や国際協力の機会を提供するため、国や県に準じて、大学等課程の履修又は国際貢献活動をすることができる休業制度を設けるもの

2 主な規定内容

(1) 自己啓発等休業の承認（第 2 条関係）

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。

(2) 自己啓発等休業の期間（第 3 条関係）

地方公務員法第 2 6 条の 5 第 1 項の条例で定める期間（上限期間）は、大学等課程の履修のための休業にあつては 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3 年）、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年とする。

(3) 大学等教育施設（第 4 条関係）

地方公務員法第 2 6 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

ア 学校教育法第 8 3 条に規定する大学（当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。）

イ 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

ウ ア及びイに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(4) 奉仕活動（第 5 条関係）

地方公務員法第 2 6 条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

ア 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第 1 3 条第 1 項第 4 号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為（イにおいて「準備行為」という。）を含む。）

イ アに掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動（準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(5) 自己啓発等休業の期間の延長（第 7 条関係）

ア 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が(2)に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする事由及び期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

イ 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

ウ (1)の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(6) 自己啓発等休業の承認の取消事由（第8条関係）

地方公務員法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

ア 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

イ 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(7) 職務復帰後における号給の調整（第10条関係）

自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(8) 退職手当の取扱い（第11条関係）

自己啓発等休業をした期間は、退職手当の計算の基礎となる勤続期間から全除算することとする。（大学等における修学又は国際貢献活動の内容が、公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合等は休業期間の2分の1を除算）

3 施行期日

令和5年4月1日

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第114号
提出課	人事課

職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

1 制定理由

国や県に準じて、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするため、配偶者に同行することができる休業制度を設けるもの

2 主な規定内容

(1) 配偶者同行休業の承認（第2条関係）

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(2) 配偶者同行休業の期間（第3条関係）

地方公務員法第26条の6第1項の条例で定める期間（上限期間）は、3年とする。

(3) 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由（第4条関係）

地方公務員法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

ア 外国での勤務

イ 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

ウ 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学

(4) 配偶者同行休業の期間の延長（第6条関係）

ア 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が(2)の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする事由及び期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

イ (1)の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(5) 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情（第7条関係）

地方公務員法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の(3)アの外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(6) 配偶者同行休業の承認の取消事由（第8条関係）

地方公務員法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

ア 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

イ 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、育児休業を承認することとなったこと。

ウ 配偶者同行休業をしている職員が、特別休暇（配偶者同行休業をしている職員の出産の前後8週間を基本の期間として認められるものに限る。）を取得するこ

ととなったこと。

(7) 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用（第10条関係）

ア 任命権者は、(1)又は(4)の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができる。

(ア) 申請期間を任用の期間の限度として行う任期を定めた採用（任期付職員の採用）

(イ) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用（臨時職員の任用。ただし1年以内）

イ 任命権者は、アの規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

ウ 任命権者は、アの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(8) 職務復帰後における号給の調整（第11条関係）

ア 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要と認められるときは、当該休業期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

イ 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、アの規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(9) 退職手当の取扱い（第12条関係）

配偶者同行休業をした期間は、退職手当の計算の基礎となる勤続期間から全除算することとする。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 職員の配偶者同行休業に関する条例附則第2項の規定による職員の育児休業等に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 略 (1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2)～(4) 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員	(育児休業をすることができない職員) 第2条 略 (1) _____ _____ 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2)～(4) 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員

改 正 案	改 正 前
<p>(<u>地方公務員法</u> _____ <u>第 2 2 条の 2 第 1 項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。)のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第 1 0 条 略</p> <p>(1) <u>地方公務員法第 2 6 条の 6 第 7 項</u>又は<u>育児休業法第 6 条第 1 項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 略</p>	<p>(<u>地方公務員法</u> (<u>昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号</u>) <u>第 2 2 条の 2 第 1 項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。次条において同じ。)のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第 1 0 条 略</p> <p>(1) _____ <u>育児休業法第 6 条第 1 項</u>の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 略</p>

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第115号
提出課	人事課

職員の定年等に関する条例の一部改正等について

1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年度から職員の定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げるほか、定年引上げに伴う役職定年制の導入や給与、退職手当の取扱いなどについて、関連する条例を一括して整備するもの

2 主な改正内容

(1) 第1条の規定による職員の定年等に関する条例の改正内容

ア 令和13年度からの定年を65歳とし、それまでの間、2年に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置を整備する。(第3条、附則第3項関係)

年度	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度
定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

イ 管理監督職は、一般職の職員の給与に関する条例第9条に規定する職(管理職手当の支給を受ける職)とするほか、管理監督職勤務上限年齢を60歳とする規定(以下「管理監督職勤務上限年齢制」という。)を整備する。なお、当該職を占める職員については、上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間に非管理監督職への降任等を行うものとする。(第6条—第11条関係)

ウ 任命権者は、60歳に達した日以後、定年退職日までに退職した職員を定年退職日まで短時間勤務の職に採用することができる。(第12条、第13条関係)

エ 任命権者は、職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、60歳に達する日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。(附則第4項関係)

(2) 第2条の規定による職員の退職手当に関する条例の改正内容

ア 勸奨退職に関する規定を削除し、早期退職希望者の募集に関する規定を整備する。(第6条の2、第11条の2関係)

イ 60歳に達した日以後、退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、定年退職と同様に算定する規定を整備する。(附則第15条、附則第16条関係)

ウ 定年引上げに伴う給料月額の設定は、退職手当の基本額の計算方法の特例の適用対象とする規定を整備する。(附則第18条関係)

エ 雇用保険法及び職業安定法の一部改正に伴い、引用条項を整備するほか、所要の改正を行う。(第13条第4項及び第11項、附則第28条関係)

(3) 第3条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の改正内容

ア 55歳に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員は、原則、昇給停止とする。(第4条第6項関係)

イ 管理職手当の額を職務の級における最高の号給の給料月額の「100分の18の範囲内」から「100分の25の範囲内」に改める。(第9条関係)

- ウ 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（以下「給料月額7割措置」という。）とする。（附則第17項関係）
- エ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員の給料月額については、降任前の給料月額に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする。（附則第19項関係）
- オ 職務の級に応じた職務の内容を整理する。（別表第4関係）
- (4) 第4条の規定による職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正内容
減給の発令の日に受ける給料月額の10分の1以下に相当する額が、現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。
（第3条関係）
- (5) 第5条の規定による職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の改正内容
ア 降給の事由並びに降給の手續及び効果に関する規定を整備する。（第2条—第4条、第6条関係）
イ 降給の種類に給料月額7割措置を規定する。（附則第4項関係）
- (6) 第6条の規定による職員の育児休業等に関する条例の改正内容
育児休業をすることができない職員及び育児短時間勤務をすることができない職員に、職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加える。（第2条、第10条関係）
- (7) 第11条の規定による職員の高齢者部分休業に関する条例の改正内容
令和13年度からの高齢者部分休業の申請開始年齢を「55歳」から「60歳」に改め、定年の引上げに合わせて、同年齢を段階的に引き上げる経過措置を整備する。（第2条、附則第2項関係）
- (8) 第6条から第10条まで及び第12条の規定による職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、一般職の任期付職員の採用に関する条例、上越市オンブズパーソン条例及び上越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正内容
地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を整備するほか、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるなど、文言を整備する。
- (9) 第13条の規定による職員の再任用に関する条例の廃止内容
定年の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止する。なお、定年の段階的引上げ期間においては、現行と同様に再任用することができる制度を暫定的に措置するための規定を整備する。（改正附則第3条—第6条関係）
- (10) その他文言を整理するとともに、必要な経過措置を整備する。

3 施行期日

- (1) 2(2)エの改正 公布の日
- (2) 2(3)ア及びイの改正 令和6年4月1日
- (3) その他の改正 令和5年4月1日

4 参考資料

職員の定年引上げ制度の概要について 別紙のとおり

5 職員の定年等に関する条例等改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による職員の定年等に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則 (第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度 (第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条—第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則 (第14条)</u></p> <p>附則 (追加)</p> <p> <u>第1章 総則</u> (追加)</p> <p> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p> <u>第2章 定年制度</u> (追加)</p> <p> (定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。ただし、医師の定年は、<u>年齢70年と</u> _____ する。</p> <p> (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間 (同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)</u> (同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。) <u>を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職 (第6条に規定する職をいう。以下この条及び</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号 _____) <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> _____ の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、医師の定年は<u>年齢70年</u> と、<u>歯科医師の定年は年齢65年</u>とする。</p> <p> (定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る</u> _____ <u>定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務</u> _____ <u>に従事させるため引き続き</u> _____ <u>に従事させることができる。</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制</u> (追加)</p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第 6 条 法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年上越市条例第 7 5 号）第 9 条第 1 項に規定する職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</u> (追加)</p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第 7 条 法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 6 0 年とする。</u> (追加)</p> <p style="text-align: center;"><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第 8 条 任命権者は、法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第 1 3 条、第 1 5 条、第 2 3 条の 3、第 2 7 条第 1 項及び第 5 6 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 1 5 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」と</u></p>	

改正案	改正前
<p>いう。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で、<u>状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u> (追加) <u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u>（追加） <u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u>（追加） <u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u>（追加）</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u> （追加） <u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する</u></p>	

改正案	改正前								
<p><u>職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)</u>を経過した者であるときは、この限りでない。(追加)</p> <p><u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の地方公共団体の組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。(追加)</u></p> <p><u>第5章 雑則 (追加)</u> <u>(雑則)</u></p> <p><u>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。(追加)</u></p> <p><u>附 則 (定年に関する経過措置)</u></p> <p><u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定(職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年上越市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。)の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="236 1556 794 1921"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p><u>4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

改正案	改正前
<p><u>定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u> (追加)</p>	

(2) 第2条の規定による職員の退職手当に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>目次 第2章 一般の退職手当（第2条の4—第<u>11条の2</u>） （適用範囲） 第2条 この条例の規定による退職手当は、上越市の歳出予算によって給料が支給される者で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するもの（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）で常時勤務に服することを</p>	<p>目次 第2章 一般の退職手当（第2条の4—第<u>11条</u>） （適用範囲） 第2条 この条例の規定による退職手当は、上越市の歳出予算によって給料が支給される者で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するもの（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）で常時勤務に服することを</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第15条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p><u>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p>(2) <u>法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u></p> <p>(3) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u></p> <p>(4) <u>第11条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 1年以上10年以下の期間について</p>	<p><u>__、その者の都合により退職した者（第15条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p><u>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間について、</u> <u>1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>2 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>は、1年につき100分の125</p> <p>(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</p> <p>(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</p> <p>(追加)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p>(2) <u>職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長と協議して定めるもの</u></p> <p>(3) <u>第11条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき日に退職した者</u></p> <p>(4) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p>(5) <u>25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u></p> <p>(6) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u></p> <p>(7) <u>25年以上勤続し、第11条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき日に退職した者</u></p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項</p>	<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長と協議して定めるもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項</p>

改 正 案			改 正 前		
<p>の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p><u>3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u> (追加)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 <u>第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)</u>に規定する者<u>のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>			<p>の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 <u>第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)</u>のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が<u>25年以上</u>であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項<u>及び前条第1項</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第4条第1項及び第5条第1項</u>	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100	<u>第5条第1項</u>	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2

改 正 案			改 正 前		
		分の2) を乗じて得た額の合計額			_____ を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2) を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2) を乗じて得た額の合計額に、	第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2
(略)			(略)		
<u>(退職の理由の記録)</u>			<u>(勸奨の要件)</u>		
第6条の2 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。			第6条の2 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。		
第7条の3 略			第7条の3 略		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	(略)		第7条	(略)	
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に

改正案			改正前		
額	において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額		額	において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2	
(略)			(略)		
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しな</p>			<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法_____第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しな</p>		

改 正 案	改 正 前
<p>い期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>第8条第4項において「休職月等」という。</u>）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「<u>調整月額</u>」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）</u></p> <p><u>第11条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</u></p> <p>(2) <u>職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項各号の別</u></p> <p>(2) <u>第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間</u></p> <p>(3) <u>募集をする人数</u></p> <p>(4) <u>募集の期間</u></p> <p>(5) <u>募集の対象となるべき職員の範囲</u></p> <p>(6) <u>募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨</u></p> <p>(7) <u>第9項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の</u></p>	<p>い期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>以下「休職月等_____」</u>という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「<u>調整月額_____</u>」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>取下げに係る手続</p> <p>(8) <u>第12項の規定による通知の予定時期</u></p> <p>(9) <u>第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数</u></p> <p>(10) <u>募集に関する問合せを受けるための連絡先</u></p> <p>(11) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。</u></p> <p>5 <u>任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。</u></p> <p>6 <u>任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。</u></p> <p>8 <u>任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p>9 <u>次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>取下げを行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>第2条第2項の規定により職員とみなされる者</u></p> <p>(2) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者</u></p> <p>(3) <u>第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者</u></p> <p>(4) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者若しくは募集の期間中に受けた者</u></p> <p><u>10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。</u></p> <p><u>11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合</u></p> <p>(2) <u>応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合</u></p> <p>(3) <u>応募者が前号に規定する処分を受けべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値すること</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>が明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</u></p> <p><u>(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合</u></p> <p><u>1 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>1 3 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>1 4 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。</u></p> <p><u>1 5 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合は、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>1 6 認定を受けた応募者が次の各号のいず</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p>れかに該当するときは、認定はその効力を失う。</p> <p>(1) <u>第15条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>第28条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。</u></p> <p>(3) <u>募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>第9項の規定により応募を取り下げたとき。</u></p> <p><u>17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。</u></p> <p style="text-align: right;">（追加）</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>勤務日数</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについて</p>	<p>れかに該当するときは、認定はその効力を失う。</p> <p>(1) <u>第15条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>第28条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。</u></p> <p>(3) <u>募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>第9項の規定により応募を取り下げたとき。</u></p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日</u>以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについて</p>

改 正 案	改 正 前
<p>は、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する<u>支給期間</u>」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>5～10 略</p> <p>11 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介</p>	<p>は、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する<u>支給期間</u>」とする</p> <p>_____。</p> <p>5～10 略</p> <p>11 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介</p>

改 正 案	改 正 前
<p>事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略 (退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 略</p> <p>6～10 略 (退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地</p>	<p>事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略 (退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 略</p> <p>6～10 略 (退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地</p>

改 正 案	改 正 前
<p>方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には _____、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等</p>	<p>方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u> _____ に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u> _____ に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。</p> <p>2～6 略</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には <u>あっては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u> _____ に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u> _____ に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等</p>

改 正 案	改 正 前
<p>の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する上越市行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する</p>	<p>の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ)) に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又は前条第3項において準用する上越市行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する</p>

改 正 案	改 正 前
<p>場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に</p>	<p>場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に</p>

改正案	改正前
<p>対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 略 附 則</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(単純な労務に雇用される者の退職手当の基準)</p> <p>第2条 略</p>	<p>対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員____に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員____に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>6～8 略 附 則 (施行日前の在職期間)</p> <p>第2条 昭和46年4月28日に現に高田市及び直江津市の職員であった者で、この条例施行の日に引続き職員となった者の当該引続く職員であった期間は、職員としての在職期間とみなす。</p> <p>(単純な労務に雇用される者の退職手当の基準)</p> <p>第3条 略 (昭和37年11月30日以前の勤続期間の計算)</p> <p>第4条 昭和37年11月30日に現に在職していた職員の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、次条から附則第11条までの規定によるほか、第8条(第5項中「この場合において、その者の職員以外の地方公務員等として引き続きいた</p>

改 正 案	改 正 前
(削除)	<p><u>在職期間の計算については、前4項の規定を準用する。」を除く。）、第9条及び第10条の規定の例による。</u> <u>(特殊の期間を有する者の勤続期間計算の特例)</u> <u>第5条 昭和29年6月22日以前における次の各号に掲げる期間は、職員（第8条第5項、第9条及び第10条の準用をうけるものを含む。）としての在職期間とみなす。</u> <u>(1) 農地委員会及び農業調整委員会の職員から引き続き職員となった者のその職員であった期間</u> <u>(2) 常備消防の職員であった者で、昭和24年6月1日引き続き職員となったもののその職員であった期間</u> <u>(3) 国民健康保険組合の職員であった者で、昭和23年9月1日引き続き職員となったもののその職員であった期間</u> <u>(4) 新潟県上越養護所組合の職員であった者で、昭和34年4月1日引き続き職員となったもののその職員であった期間</u></p>
(削除)	<p><u>第6条 昭和38年3月31日以前における旧高田市立又は旧直江津市立の小学校において給食婦と同種の業務に従事し、かつ、旧高田市立又は旧直江津市立の小学校のP・T・Aから給与を受けていた者の同日以前の勤続期間（以下「P・T・A給食婦期間」という。）のうち、市長が完全給食を実施したと認めた期間を、職員としての在職期間に通算する。</u></p>
(削除)	<p><u>2 第8条第1項から第4項までの規定は、前項の勤続期間の計算において準用し、同条第5項の規定を適用する場合において、職員以外の地方公務員等の在職期間の前後に引き続き当該P・T・A給食婦期間は、引き続かないものとする。</u> <u>第7条 昭和29年6月22日に現に在職していた職員のうち、先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係のあった法人で、外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p>(削除)</p>	<p><u>条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）</u>、<u>日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）</u>若しくは<u>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）</u>の事業と同種の事業を行っていたもので、<u>国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）</u>附則第3項第3号の規定により総務大臣の指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、<u>外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間を後の職員としての在職期間に通算するものとする。</u></p> <p><u>第8条 昭和29年6月22日に現に在職していた職員のうち、次の各号のいずれかに掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しうを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しうを受けた他の任命権者に属する職員となったもの</u></p> <p>(2) <u>先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸しうを受け、引き続き在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となったもの</u></p> <p><u>第9条 昭和20年8月15日に現に次の各号のいずれかに掲げる者であったものが、</u></p>
<p>(削除)</p>	

改 正 案	改 正 前
(削除)	<p><u>当該各号に掲げる日から昭和29年6月22日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和21年勅令第287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日</u></p> <p><u>(2) 外国政府職員等又は在外研究員等 昭和20年8月16日</u></p> <p><u>(3) 軍人軍属 その身分を失った日</u></p> <p><u>2 昭和20年8月15日以前において軍人軍属の身分を失った者が、その身分を失った日以後120日以内に他に就職することなく職員となった場合においては、軍人軍属としての在職期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</u></p> <p><u>第10条 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和21年勅令第109号）第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第6項の規定に基づく総務省令で定めたものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうち、これらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日）の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。以下附則第15条第1項第1号において「就職禁止等により退職させられた者」という。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手續によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員となった場合にあっては、当該退職の日）から昭和29年6月22日</u></p>

改 正 案	改 正 前
(削除)	<p><u>までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(退職手当に相当する給与の支給を受けている場合の取扱い)</u></p>
(削除)	<p><u>第11条 職員が退職（附則第14条第2項の特殊退職を除く。）によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（昭和21年6月30日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）はその者の職員としての在職期間には、含まないものとする。</u></p> <p><u>(職員以外の地方公務員等であった者の取扱い)</u></p> <p><u>第12条 昭和37年11月30日に現に在職していた職員であって、職員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下この条において同じ。）から引き続き職員となったもの及び同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であって同年12月1日以後に引き続き職員となったものの同年11月30日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第7条から前条までの規定を準用するほか、第8条第5項及び第6項並びに第10条の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第14条第2項の特殊退職を除く。）により」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項の場合において、先に職員として在</p>

改 正 案	改 正 前
(削除)	<p><u>職した者であつて昭和37年11月30日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第16条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(外地官署所属職員等であつた者の勤続期間計算の特例)</u></p> <p><u>第13条 昭和28年8月15日に現に附則第9条各号に掲げる者(在外研究員等を除く。以下この条において「外地官署所属職員等」という。)であつた者で、同年同月同日において本邦外にあつたもののうち、昭和29年6月23日以後においてその本邦に帰還した日から3年(特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が市長と協議して定める期間を加算した期間。以下この条において同じ。)以内に再び職員となつたもの又は同年6月23日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて再び職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年6月23日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する者の昭和29年6月22日(同年6月23日以後に附則第9条第1項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以前における勤続期間の計算につい</u></p>

改 正 案	改 正 前
(削除)	<p>ては、前項の規定に該当するものを除き、<u>附則第7条及び附則第8条（これらの規定を附則第12条第1項において準用する場合を含む。）並びに附則第11条の規定を準用するほか、第8条第5項及び第6項並びに第10条の規定の例による。この場合において、第8条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第14条第2項の特殊退職を除く。）により」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（特殊退職をした者に対する退職手当の基本額の計算の特例）</u></p> <p><u>第14条 昭和29年6月22日に現に在職していた職員、同日現に職員以外の地方公務員等として在職し同日後に引き続いて職員となった者又は前条第1項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、再び職員となり、又は職員以外の地方公務員等となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の基本額は、第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定（附則第18条の規定の適用を受ける者については、同条の規定とする。）並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年上越市条例第52号。以下「条例第52号」という。）附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料月額に対する割合</u></p> <p><u>(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算</u></p>

改 正 案	改 正 前
(削除)	<p><u>の基礎となった勤続期間（昭和21年6月30日以前に当該給与の支給を受けている場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第10条の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条（25年以上勤続して退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第5条の規定による退職手当に係る退職（以下次項において「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）</u></p> <p><u>2 前項の特殊退職は、職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた国又は地方公共団体の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）における当該退職及び附則第7条又は附則第8条各号（これらの規定を附則第12条第1項及び附則第13条第2項において準用する場合を含む。）の退職（これらの退職のうち整理退職に該当する退職を除く。）並びに附則第10条（附則第12条第1項において準用する場合を含む。）の退職及び外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失とする。</u></p> <p><u>（就職禁止等により退職させられた者等の特例）</u></p> <p><u>第15条 職員のうち、次に掲げる者が退職した場合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者が既に支給を受けた退職手当の算定の基礎となった在職期間（以下この条において「前</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(年齢50年以上の者の勸奨退職の特例)</p> <p><u>第3条</u></p>	<p><u>在職期間」という。)</u>は、<u>附則第11条の規定にかかわらず、その者の職員又は職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間に含まれるものとする。</u></p> <p>(1) <u>就職禁止等により退職させられた者が引き続いて職員又は職員以外の地方公務員等(附則第10条の規定により在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員又は職員以外の地方公務員等となった者を含む。)</u>となり、<u>前在職期間に係る退職手当の支給を受けたもの</u></p> <p>(2) <u>昭和23年3月6日に現に新潟県警察部に勤務していた職員又は職員以外の地方公務員等であった者が引き続いて国家地方警察の職員となった後退職し、前任職期間に係る退職手当の支給を受けてさらに引き続いて自治体警察の職員(その職員がさらに引き続いて国家地方警察の職員となった場合を含む。)</u>となり警察法(昭和29年法律第162号)の施行に伴い、<u>地方警察の職員となったもの</u></p> <p><u>2 前項の規定に該当する職員に対する退職手当の基本額は、第2条の4から第5条の3まで及び附則第14条の規定にかかわらず、第2条の4から第5条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定(附則第18条の規定の適用を受ける者については、同条の規定とする。)</u>により計算した場合に支給することとなる退職手当の基本額から、<u>前在職期間に係る退職手当の基本額を基礎とし、職員の給与水準の上昇率等を考慮して規則で定める額を控除した額とする。ただし、その額が前項の規定を適用しなかった場合に支給することとなる退職手当の基本額に満たないときは、前項の規定を適用しなかった場合に支給することとなる退職手当の基本額とする。</u></p> <p>(年齢50年以上の者の勸奨退職の特例)</p> <p><u>第16条 昭和37年4月1日に現に在職していた職員のうち職員としての勤続期間が10年以上の者が年齢50年以上で任命権者があらかじめ市長と協議して定めたもので、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合には、第5条の規定に該</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>職員のうち職員としての勤続期間が9年以上の者が年齢50年以上で任命権者があらかじめ市長と協議して定めたもので、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合には、第4条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。</p> <p style="text-align: center;">(常勤を要しない者に関する経過措置)</p> <p><u>第4条</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合 _____ には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第2条の4から第5条の3までの規定による退職手当の基本額は、これらの規定により計算した退職手当の基本額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p><u>2</u> 略</p>	<p><u>当する場合のほか、当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。</u></p> <p><u>2</u> 職員のうち職員としての勤続期間が9年以上の者が年齢50年以上で任命権者があらかじめ市長と協議して定めたもので、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合には、第4条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。</p> <p style="text-align: center;">(常勤を要しない者に関する経過措置)</p> <p><u>第17条</u> <u>常時勤務に服することを要しない者で、昭和37年11月30日に現に雇用されていたものが、昭和37年12月1日以後最初に退職した場合(第2条第2項の規定により職員とみなされる場合を除く。)</u>において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が22日以上ある月が通算して6月以上あるものについては、その者を第2条第1項の職員とみなして退職手当を支給する。</p> <p><u>2</u> 職員の昭和37年12月1日の前日を含む月以前における前項に規定する常勤を要しない職員としての勤続期間は、前項の例により計算し、これを同月後の引き続いた勤続期間に加算するものとする。</p> <p><u>3</u> 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合 <u>(第1項の規定に該当する場合を除く。)</u>には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第2条の4から第5条の3までの規定による退職手当の基本額は、これらの規定により計算した退職手当の基本額の100分の50に相当する金額とする。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p style="text-align: center;">(退職手当の基本額の経過措置)</p> <p><u>第18条</u> <u>昭和37年11月30日現に在職していた職員が、第3条第2項に規定する傷病又は死亡(公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。)</u>により退職した場合で、その者に係る第3条第1項、第4条第3項又は第5条第1項の</p>

改 正 案	改 正 前
(削除)	<p><u>規定による退職手当の基本額が、その者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（その合計額がその者の基本給月額に満たないときは、基本給月額。死亡により退職した者にあつては、その合計額にその者の給料月額の100分の400を乗じて得た額を加算した額）に満たない場合は、当該合計額をもってその者の退職手当の基本額とする。</u></p> <p><u>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の90</u></p> <p><u>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p><u>(3) 21年以上35年以下の期間については、1年につき100分の120</u></p> <p><u>(4) 36年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p><u>2 昭和37年11月30日現に在職していた職員が、第5条第1項の規定に該当して退職し、第7条の規定による退職手当の基本額を受けることとなる者の退職手当の基本額が、その者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に満たない場合は、当該合計額をもってその者の退職手当の基本額とする。</u></p> <p><u>(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の120</u></p> <p><u>(2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の130</u></p> <p><u>(3) 21年以上35年以下の期間については、1年につき100分の140</u></p> <p><u>(4) 36年以上の期間については、1年につき100分の130以上</u></p> <p><u>(定年により退職した者に対する経過措置)</u></p> <p><u>第19条 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条の規定により退職した者及び職員の定年等に関する条例附則第2項において準用する同条例第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者に対する退職手当の額は、定年により退職した者に対する退職手当の</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(旧専売公社等職員の在職期間の特例)</p> <p><u>第5条</u> 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間(以下この条において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p><u>第6条</u> 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含</p>	<p><u>計算の例</u>による。</p> <p>(旧専売公社等職員の在職期間の特例)</p> <p><u>第20条</u> 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の職員としての在職期間(以下この条において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p><u>第21条</u> 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法</p> <hr/> <p>第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含</p>

改 正 案	改 正 前
<p>む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>(旧日本国有鉄道職員の在職期間の特例)</p> <p><u>第7条</u> 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(長期勤続者に対する退職手当の特例)</p> <p><u>第9条</u> 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者_____に対する退職手当の基本額は、第2条の4から第5条の3まで及び附則第15条から第24条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第9条</u>」とする。</p> <p><u>第10条</u> 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者_____で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び<u>附則第18条</u>の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>第11条</u> 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者_____で第5条又は<u>附則第16条</u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として<u>附則第9条</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p><u>第13条</u> 令和7年3月31日以前に退職</p>	<p>む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>(旧日本国有鉄道職員の在職期間の特例)</p> <p><u>第22条</u> 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道_____の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p><u>第23条</u> 略</p> <p>(長期勤続者に対する退職手当の特例)</p> <p><u>第24条</u> 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第52号附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第2条の4から第5条の3まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第24条</u>」とする。</p> <p><u>第25条</u> 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第52号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2_____の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>第26条</u> 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第52号附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条_____の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として<u>附則第24条</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p><u>第27条</u> 略</p> <p><u>第28条</u> 平成34年3月31日以前に退職</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>とあるのは、「第5条又は附則第15条」とする。</u> (追加)</p> <p><u>第16条 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第16条」とする。</u> (追加)</p> <p><u>第17条 前2条の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p>(1) <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年上越市条例第 号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年上越市条例第20号）第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師</u></p> <p>(2) <u>給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として任命権者が定める職員</u> (追加)</p> <p><u>第18条 一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額 の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u> (追加)</p> <p><u>第19条 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第17条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同条第1号に掲げる医師にあつては70歳とし、同号に掲げる歯科医師にあつては65歳とし、同条第2号に掲げる職員にあつては任命権者が定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第</u></p>	

改正案

改正前

1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第17条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同条第1号に掲げる医師にあつては70歳とし、同号に掲げる歯科医師にあつては65歳とし、同条第2号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

(追加)

第20条 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（任命権者が定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第17条各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第17条第2号に掲げる職員	任命権者が定める年齢

(追加)

第21条 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第11条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第11条の2第1項第1号中「20年を」とあるの

改正案	改正前
<p>は「15年を」とするほか、前条の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第11条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(追加)</p> <p>第22条 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第20条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第20条の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。(追加)</p> <p>第23条 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第20条の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を</p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u> (追加)</p> <p><u>第24条 当分の間、一般職の職員の給与に関する条例附則第17項及び第19項の規定（以下「給料月額7割措置」という。）が適用される者で、その者の基礎在職期間のうち給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下「7割措置減額日」という。）前において、第5条の2第1項の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある者に対する退職手当の基本額は、当該理由が生じた日（以下「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額の最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合</u></p> <p><u>イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>料月額に対する割合</u></p> <p>(3) <u>退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</u></p> <p><u>イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合</u> (追加)</p>	

(3) 第3条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(初任給、昇給及び昇格等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。<u>この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u> (追加)</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>7～9 略</p> <p>10 第4項及び第5項に規定する勤務成績とは、<u>人事評価の結果その他勤務の状況を示す</u> 事実に基づくものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(初任給、昇給及び昇格等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>7～9 略</p> <p>10 第4項及び第5項に規定する勤務成績とは、<u>勤務評定その他勤務実績を判定するに足ると認められた事実</u>に基づくものとする。</p>

改正案	改正前
<p><u>1 1 法第22条の4又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条若しくは第5条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員等に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員等の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員等の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p><u>1 2 略</u> （管理職手当）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 管理職手当の額は、前項に規定する職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の<u>100分の25</u>の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>3及び4 略 （通勤手当）</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金（以下<u>この項及び次項において「運賃等」という。</u>）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル</p>	<p><u>1 1 法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条若しくは第5条の規定により採用された職員（以下「再任用職員等」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員等の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>1 2 再任用職員等のうち法第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>1 3 略</u> （管理職手当）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 管理職手当の額は、前項に規定する職にある職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の<u>100分の18</u>の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>3及び4 略 （通勤手当）</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金（以下<u>「運賃等」という。</u>）を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル</p>

改 正 案	改 正 前
<p>未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「<u>1月当たりの運賃等相当額</u>」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 5万5,000円を超えない範囲内で規則で定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の</p>	<p>未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>_____」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1月当たりの運賃等相当額</u>_____」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 5万5,000円を超えない範囲内で規則で定める額（<u>再任用短時間勤務職員等</u>_____のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の</p>

改 正 案	改 正 前
<p>通勤距離、交通機関の利用距離及び自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～7 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 時間外勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、規則で定める額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条に規定する週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務</p>	<p>通勤距離、交通機関の利用距離及び自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～7 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 時間外勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、規則で定める額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員等</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 正規の勤務時間又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条に規定する週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務</p>

改 正 案	改 正 前
<p>の時間との合計が1月について60時間を 超えた職員には、その60時間を超えて勤 務した全時間（規則で定める時間を除 く。）に対して、<u>第1項及び第2項</u></p> <hr/> <p>の規定にかかわらず、勤務 1時間につき、規則で定める額に次の各号 に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当 として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時 間 100分の150（その勤務が午後 10時から翌日の午前5時までの間であ る<u>場合には</u>、100分の175）</p> <p>(2) 略</p> <p>6及び7 略 （期末手当）</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の122.5（一般行政職給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が8級 であるもの（第23条において「特定幹部 職員」という。）にあっては100分の 102.5）を乗じて得た額に、基準日以 前6月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の122.5」とあるのは 「100分の67.5」と、「100分の 102.5」とあるのは「100分の 57.5」とする。</p> <p>4～6 略 （勤勉手当）</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月 1日（以下<u>この項から第3項まで</u>において これらの日を「基準日」という。）にそれ ぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月 以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に 応じて、それぞれ基準日の属する月の規則 で定める日に支給する。これらの基準日前 1月以内に退職し、又は死亡した職員（規</p>	<p>の時間との合計が1月について60時間を 超えた職員には、その60時間を超えて勤 務した全時間（規則で定める時間を除 く。）に対して、<u>第1項、第2項（第3項 の規定により読み替えて適用する場合を含 む。）及び前項</u>の規定にかかわらず、勤務 1時間につき、規則で定める額に次の各号 に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当 として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時 間 100分の150（その勤務が午後 10時から翌日の午前5時までの間であ る場合は、100分の175）</p> <p>(2) 略</p> <p>6及び7 略 （期末手当）</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の122.5（一般行政職給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が8級 であるもの（第23条において「特定幹部 職員」という。）にあっては100分の 102.5）を乗じて得た額に、基準日以 前6月以内の期間における<u>その者</u>の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>再任用職員等</u>に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の122.5」とあるのは 「100分の67.5」と、「100分の 102.5」とあるのは「100分の 57.5」とする。</p> <p>4～6 略 （勤勉手当）</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月 1日（以下<u>この条</u>において これらの日を「基準日」という。）にそれ ぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月 以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に 応じて、それぞれ基準日の属する月の規則 で定める日に支給する。これらの基準日前 1月以内に退職し、又は死亡した職員（規</p>

改正案	改正前
<p>則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>1.0.0分の97.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>1.0.0分の117.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に<u>1.0.0分の47.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>1.0.0分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第24条の3 <u>第4条第3項から第10項まで及び第10条から第12条の3までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員等</u>(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。)には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(給与の減額に関する特例)</p> <p>6 当分の間、第21条の規定にかかわらず、職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(規則で<u>定める措置</u>に限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(規則で定める<u>場合には</u>____、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を</p>	<p>則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員等</u> _____以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>1.0.0分の97.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>1.0.0分の117.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員等</u> _____ 当該再任用職員等 _____の勤勉手当基礎額に<u>1.0.0分の47.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>1.0.0分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(<u>再任用職員等</u> _____についての適用除外)</p> <p>第24条の3 <u>第10条</u> _____から第12条の3までの規定は、<u>再任用職員等</u> _____(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により採用された職員を除く。)には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(給与の減額に関する特例)</p> <p>6 当分の間、第21条の規定にかかわらず、職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(規則で<u>定めるもの</u>に限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(規則で定める<u>場合にあっては</u>、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を</p>

改 正 案	改 正 前
<p>減ずる。 7～16 略 <u>（定年引上げに伴う経過措置）</u></p> <p><u>17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u>（追加）</p> <p><u>18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p><u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年上越市条例第 号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年上越市条例第20号）第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師</u></p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u>（追加）</p> <p><u>19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第</u></p>	<p>減ずる。 7～16 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u>（追加）</p> <p><u>20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u>（追加）</p> <p><u>21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、同項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u>（追加）</p> <p><u>22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u>（追加）</p>	

改 正 案	改 正 前																																				
<p>23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。（追加）</p> <p>24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。（追加）</p>																																					
別表第1～3 別掲のとおり	別表第1～3 別掲のとおり																																				
別表第4（第3条、第27条関係） 等級別基準職務表	別表第4（第3条、第27条関係） 等級別基準職務表																																				
(1) 一般行政職給料表等級別基準職務表	(1) 一般行政職給料表等級別基準職務表																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>定型的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>主任の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td>1 係長の職務 2 困難な所掌事務を行う主任の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>副課長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>課長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7級</td> <td>困難な所掌事務を行う課長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8級</td> <td>部長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の内容	1級	定型的な業務を行う職務	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3級	主任の職務	4級	1 係長の職務 2 困難な所掌事務を行う主任の職務	5級	副課長の職務	6級	課長の職務	7級	困難な所掌事務を行う課長の職務	8級	部長の職務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>主事若しくは技師又はこれらに相当する職(以下「主事等」という。)の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>困難な所掌事務を行う主事等の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>主任の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td>1 副参事の職務 2 係長若しくは班長又はこれらに相当する職の職務 3 困難な所掌事務を行う主任の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>1 副課長若しくはグループ長又はこれらに相当する職の職務 2 困難な所掌事務を行う副参事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>課長又はこれに相当する職(以下「課長等」という。)の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7級</td> <td>困難な所掌事務を行う課長等の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8級</td> <td>1 理事の職務 2 部長又はこれに相当する</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職務の内容	1級	主事若しくは技師又はこれらに相当する職(以下「主事等」という。)の職務	2級	困難な所掌事務を行う主事等の職務	3級	主任の職務	4級	1 副参事の職務 2 係長若しくは班長又はこれらに相当する職の職務 3 困難な所掌事務を行う主任の職務	5級	1 副課長若しくはグループ長又はこれらに相当する職の職務 2 困難な所掌事務を行う副参事の職務	6級	課長又はこれに相当する職(以下「課長等」という。)の職務	7級	困難な所掌事務を行う課長等の職務	8級	1 理事の職務 2 部長又はこれに相当する
職務の級	職務の内容																																				
1級	定型的な業務を行う職務																																				
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務																																				
3級	主任の職務																																				
4級	1 係長の職務 2 困難な所掌事務を行う主任の職務																																				
5級	副課長の職務																																				
6級	課長の職務																																				
7級	困難な所掌事務を行う課長の職務																																				
8級	部長の職務																																				
職務の級	職務の内容																																				
1級	主事若しくは技師又はこれらに相当する職(以下「主事等」という。)の職務																																				
2級	困難な所掌事務を行う主事等の職務																																				
3級	主任の職務																																				
4級	1 副参事の職務 2 係長若しくは班長又はこれらに相当する職の職務 3 困難な所掌事務を行う主任の職務																																				
5級	1 副課長若しくはグループ長又はこれらに相当する職の職務 2 困難な所掌事務を行う副参事の職務																																				
6級	課長又はこれに相当する職(以下「課長等」という。)の職務																																				
7級	困難な所掌事務を行う課長等の職務																																				
8級	1 理事の職務 2 部長又はこれに相当する																																				

改 正 案	改 正 前		
(2)～(4) 略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 230 965 286"></td> <td data-bbox="965 230 1396 286">職の職務</td> </tr> </table> (2)～(4) 略		職の職務
	職の職務		

※ 破線部分は、12月定例会に提案の議案第119号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により改正するもの

(別掲)

改 正 案

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員等 以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	124	(略)							
	125		304,200						
定年前再任用 短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 略

(別掲)

改 正 案

別表第2 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員等 以外の職員	1	円	円	円	円	円
	136	(略)				
	137		272,100			
定年前再任用 短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 略

(別掲)

改正前

別表第2 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員等	1	円	円	円	円	円
	5	(略)				
以外の職員	136					
	137		272,100			
再任用職員等		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 略

(別掲)

改 正 案

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等 以外 の職 員	1	円	円	円	円	円
	5	(略)				
	96					
	97		486,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 略

(別掲)

改 正 前

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員等	1	円	円	円	円	円
	5	(略)				
以 外 の 職 員	96					
	97		486,800			
再任 用職 員等		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 略

(4) 第4条の規定による職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年上越市条例第75号）第26条第1項第1号に規定する付加報酬を除く。）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年上越市条例第75号）第26条第1項第1号に規定する付加報酬を除く。）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</u></p>

(5) 第5条の規定による職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>職員の分限に関する手續及び<u>効果等</u>に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第27条第2項、第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由並びに降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(降給の種類)</u></p> <p>第2条 降給の種類は、<u>降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p>職員の分限に関する手續及び<u>効果</u>に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職</u><u>の手續及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定めるものとする。</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>(降格の事由)</u></p> <p><u>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）</u></p> <p><u>ア 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導等を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。</u></p> <p><u>イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合</u></p> <p><u>ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導等を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）</u></p> <p><u>(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合</u> (追加)</p> <p><u>(降号の事由)</u></p> <p><u>第4条 任命権者は、人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合で</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>あつて、指導等を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。</u> (追加)</p> <p>(降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手續)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 (<u>受診命令に従う義務</u>)</p> <p>第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。(追加) (<u>休職の効果</u>)</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条～第10条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(<u>一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定が適用される職員に関する経過措置</u>)</p> <p>4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年上越市条例第75号)附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年上越市条例第75号)附則第17項の規定による降給とする」とする。(追加)</p> <p>5 第5条第2項の規定は、一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。(追加)</p>	<p>(降任、免職及び休職_____の手續)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(<u>休職の効果</u>)</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>

(6) 第6条の規定による職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前																																				
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (追加)</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (追加)</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p>第17条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第13条第2項第2号</td> <td style="width: 15%;"><u>定年前再任用短時間勤務職員等</u></td> <td style="width: 70%;">地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を得た職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	(略)									第13条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を得た職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)	(略)									<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)</p> <p>第17条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第4条第11項</td> <td style="width: 15%;">とす る</td> <td style="width: 70%;">に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第13条第2項第2号</td> <td style="width: 15%;"><u>再任用短時間勤務職員等</u></td> <td style="width: 70%;">地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を得た職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第14条第5項</td> <td style="width: 15%;">第3項</td> <td style="width: 70%;">職員の育児休業等に関する条例(平成4年上越市条例第9号。以下「育児休業条例」とい</td> </tr> </table>	(略)			第4条第11項	とす る	に、算出率を乗じて得た額とする	第13条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員等</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を得た職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)	(略)			第14条第5項	第3項	職員の育児休業等に関する条例(平成4年上越市条例第9号。以下「育児休業条例」とい
(略)																																					
第13条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を得た職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)																																			
(略)																																					
(略)																																					
第4条第11項	とす る	に、算出率を乗じて得た額とする																																			
第13条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員等</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を得た職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)																																			
(略)																																					
第14条第5項	第3項	職員の育児休業等に関する条例(平成4年上越市条例第9号。以下「育児休業条例」とい																																			

改 正 案			改 正 前		
			(削除)		う。)第17条
第14条第6項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員 <u>の育児休業等に関する条例</u> （平成4年上越市条例第9号） <u>第17条</u> の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、規則で定める額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする		第14条第6項	要しない。ただし、当該時間が <u>直</u> 児休業条例 <u>第17条</u> の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、規則で定める額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)				(略)	
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)				(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)	
第21条 略				第21条 略	
(略)				(略)	
第13条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号） <u>第18条</u> 第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員		第13条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員等</u> 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号） <u>第18条</u> 第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員

改正案			改正前		
		(以下「任期付短時間勤務職員」という。)			(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
(略)			(略)		
			第14条第5項	第3項	職員の育児休業等に関する条例(平成4年上越市条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第21条
第14条第6項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>職員の育児休業等に関する条例(平成4年上越市条例第9号)</u> 第21条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、規則で定める額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする	第14条第6項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u> 第21条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、規則で定める額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第24	定年前	任期付短時間勤	第24	再任用	任期付短時間勤

改 正 案			改 正 前		
条の3 の見出し	<u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員等</u>	務職員	条の3 の見出し	<u>職員等</u> _____ _____ _____	務職員
第24 条の3	(略) <u>定年前</u> <u>再任用</u> <u>短時間</u> <u>勤務職</u> <u>員等</u> (地 方公共 団体の 一般職 の任期 付職員 の採用 に關す る法律 第4条 の規定 により 採用さ れた職 員を除 く。)	任期付短時間勤 務職員	第24 条の3	(略) <u>再任用</u> <u>職員等</u> _____ _____ _____(地 方公共 団体の 一般職 の任期 付職員 の採用 に關す る法律 第4条 の規定 により 採用さ れた職 員を除 く。)	任期付短時間勤 務職員
<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終</p>			<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u> _____を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終</p>		

改 正 案	改 正 前
<p>短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>	<p>短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(臨時職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 臨時職員及び非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して市長が別に定める。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(臨時職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 臨時職員及び非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して市長が別に定める。</p>

(8) 第8条の規定による公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(3)及び(4)</p> <p>(5) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (追加)</p> <p>(6) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>)</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u> _____の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(3)及び(4)</p> <p>(5) 略</p>

改正案	改正前
3 略	3 略

(9) 第9条の規定による一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2及び3 略</p>

(10) 第10条の規定による上越市オンブズパーソン条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(兼職等の禁止)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方公共団体の常勤の職員又は<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>2 略</p>	<p>(兼職等の禁止)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方公共団体の常勤の職員又は<u>再任用短時間勤務職員</u></p> <p>2 略</p>

(11) 第11条の規定による職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正
(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、<u>60歳</u>とする。ただし、医師にあっては65歳と_____する。</p> <p>附則 (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1</u> 略 (<u>経過措置</u>)</p> <p><u>2</u> 令和5年4月1日から令和13年3月</p>	<p>(高齢者部分休業)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、<u>55歳</u>とする。ただし、医師にあっては65歳と、<u>歯科医師にあっては60歳</u>とする。</p> <p>附則</p> <p>略</p>

改 正 案	改 正 前								
<p><u>31日までの間における第2条第2項の規定（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年上越市条例第 号）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。）の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第2条第2項中「60歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">56歳</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">57歳</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">58歳</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">59歳</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（追加）</p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	56歳	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	57歳	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	58歳	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	59歳	
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	56歳								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	57歳								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	58歳								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	59歳								

(12) 第12条の規定による上越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>（報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

職員の定年引上げ制度の概要について

1 職員の定年引上げ

- ・職員（医師及び歯科医師を除く）の定年 60 歳を、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げて 65 歳とする。

年度 (令和)	5・6 年度	7・8 年度	9・10 年度	11・12 年度	13 年度以後
定年	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

2 改正地方公務員法等に基づく制度

(1) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- ・組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入する。
- ・役職定年制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給される職員の職とする。
- ・管理監督職の職員は、60 歳の誕生日からその日以後の最初の 4 月 1 日までに、管理監督職以外の職に降任させる。
- ・降任後の職級は、副課長級以下とする。

(2) 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・60 歳に達して定年前に退職した職員は、従前の勤務実績に基づく選考により短時間勤務の職に採用できるものとする。
- ・勤務時間は、1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間の範囲内とする。
- ・職級は副課長級以下とする。
- ・給料及び手当は現行の再任用職員と同様とし、勤務時間に応じた額を支給する。

(3) 暫定再任用制度

- ・再任用制度は廃止する。ただし、定年が段階的に引き上げられる期間は、定年退職後も現行の再任用制度と同様の措置を暫定再任用制度として継続し、65 歳までの雇用機会を確保する。

(4) 高齢者部分休業の一部改正

- ・高齢者部分休業を取得できる開始年齢を、「現行の 55 歳（医師及び歯科医師を除く）」から「職員の定年から 5 年を減じた年齢（定年が 65 歳の場合は 60 歳）」とする。

(5) 情報提供・意思確認制度

- ・任命権者は、職員が 60 歳に達する年度の前年度に、当該職員に対し、60 歳に達して適用される任用及び給与その他の必要な情報を提供するとともに、勤務の意思を確認する。

(6) 60歳を超える職員の給与に関する措置

ア 給料

- ・60歳を超える職員（60歳を超えて最初の4月1日以後）の給料月額は、適用されていた給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。
- ・役職定年制により降任された職員の給料月額は、降任の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に相当する額（降任後の職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額に調整額を加えた額）とする。

イ 手当

- ・60歳超後の給料月額に基づき、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当等を支給する。

ウ 退職手当

- ・60歳に達して退職する職員の退職手当の基本額は、定年退職と同様の支給率を用いて計算する。
- ・上記アにより7割の給料月額となった場合は、特定減額特例（ピーク時特例）を適用し、7割となる前の給料月額を基本に退職手当を計算する。

3 施行期日

令和5年4月1日

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 1 6 号～議案第 1 1 8 号
提 出 課	人事課

**議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例**

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げるほか、副市長の給料について、市長の任期中、月額 10% を減ずるもの

2 改正内容

- (1) 議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を次のとおり改める。
(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条、特別職の職員の給与に関する条例第 4 条、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第 4 条関係)

区分	改正前	改正後			年間比較
	令和 4 年度	令和 4 年度		令和 5 年度以後	
	6・12 月期	6 月期	12 月期	6・12 月期	
期末手当	162.5/100	162.5/100	167.5/100	165/100	5/100

<参考> 改定に伴う年間の期末手当支給額の比較 (単位：円)

区 分	改定前	改定後	年間比較
議 長	2,064,660	2,096,424	31,764
副 議 長	1,826,760	1,854,864	28,104
議 員	1,719,120	1,745,568	26,448
市 長	3,203,284	3,252,565	49,281
副 市 長	2,843,880	2,887,632	43,752
教 育 長	2,459,730	2,497,572	37,842

- (2) (1)の改正のうち令和 4 年 1 2 月期における期末手当の支給割合の改正を適用する
場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の
条例の規定による期末手当の内払とみなすこととする。(議会の議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例附則第 3 項、特別職の職員の給与に関する条例附則第 3 項、
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する
条例附則第 3 項関係)
- (3) 令和 5 年 1 月 1 日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の給料月
額を次の表のとおり改める。(特別職の職員の給与に関する条例附則第 1 2 項関係)

区分	条例上の 給料月額	減額後の 給料月額	比較	
			月額	減額率
副市長	729,200 円	656,280 円	△72,920 円	△10/100

- (4) 令和5年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、(3)により減額される前の給料月額とする。
(特別職の職員の退職手当に関する条例附則第5項関係)
- (5) 引用条項を整理する。(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例附則第6項関係)

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 令和4年12月期における期末手当の支給割合の改正及び2(2)の規定 公布の日
(令和4年4月1日から適用)
- (2) 2(3)、(4)及び(5)の規定 令和5年1月1日
- (3) 令和5年度以降の期末手当の支給割合の改正 令和5年4月1日

4 新旧対照表

- (1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u> <u>_____</u> <u>_____</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 略</p>

- イ 第2条の規定による議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u> <u>_____</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5</u>、<u>12月に支給</u></p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

(2) 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 及び2 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>3～11 略</p> <p>12 <u>令和5年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の給料月額は、第3条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する額からその額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。</u> (追加)</p> <p>(期末手当の特例)</p> <p>13～16 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 及び2 略</p> <p>(給料月額の特例)</p> <p>3～11 略</p> <p>(期末手当の特例)</p> <p>12～15 略</p>

イ 第2条の規定による特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
(期末手当)	(期末手当)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に100分の165</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

ウ 附則第4項の規定による特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正
(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p><u>(令和5年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額)</u></p> <p>5 <u>令和5年1月1日に在職する市長の同日以後の在職期間における副市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年上越市条例第 号)による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(昭和47年上越市条例第42号)附則第12項の規定にかかわらず、同項の規定により減額される前の給料月額とする。</u> (追加)</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p>

エ 附則第5項の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>附 則</p> <p>1及び2 略 (期末手当の特例)</p> <p>3～5 略</p> <p>6 特別職の職員の給与に関する条例(昭和47年上越市条例第42号)附則第<u>16項</u>に規定する場合における平成25</p>	<p>附 則</p> <p>1及び2 略 (期末手当の特例)</p> <p>3～5 略</p> <p>6 特別職の職員の給与に関する条例(昭和47年上越市条例第42号)附則第<u>15項</u>に規定する場合における平成25</p>

改正案	改正前
年12月に支給する期末手当の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。	年12月に支給する期末手当の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した期末手当の額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

ア 第1条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

イ 第2条の規定による教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u></p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
2 略	2 略

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第119号
提出課	人事課

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正理由

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、一般職の職員に適用される給料表の給料月額を平均で約0.2%引き上げるほか、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるもの

2 改正内容

- (1) 一般行政職給料表、技能労務職給料表及び医療職給料表の給料月額を改定し、平均で約0.2%引き上げる。(別表第1—別表第3関係)
- (2) 令和4年12月期及び令和5年6月期以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を次の表のとおり改める。(第23条、第29条関係)

区分		改正前		改正後		年間比較
		令和4年度		令和5年度		
		6・12月期	6月期	12月期	令和5年度以降 6・12月期	
下記以外の職員	期末手当	122.5/100 (102.5/100)	122.5/100 (102.5/100)	122.5/100 (102.5/100)	122.5/100 (102.5/100)	増減なし
	勤勉手当	92.5/100 (112.5/100)	92.5/100 (112.5/100)	102.5/100 (122.5/100)	97.5/100 (117.5/100)	10/100
再任用職員等	期末手当	67.5/100 (57.5/100)	67.5/100 (57.5/100)	67.5/100 (57.5/100)	67.5/100 (57.5/100)	増減なし
	勤勉手当	45/100 (55/100)	45/100 (55/100)	50/100 (60/100)	47.5/100 (57.5/100)	5/100
会計年度任用職員	期末手当	125/100	125/100	125/100	127.5/100	5/100

※ () 内の割合は、部長級職員に対する支給割合

- (3) (1)及び(2) (令和4年度に係る部分に限る。)の改正は、令和4年4月1日から適用することとする。(附則第2項関係)
- (4) (1)及び(2) (令和4年度に係る部分に限る。)の改正を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすこととする。(附則第3項関係)
- (5) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間においては、会計年度任用職員に対する給料月額の支給は、それぞれ改正前の別表第1から別表第3までの給料表を適用する。(附則第4項関係)

《参考》 給与改定の主な内容

○給料表の改定
一般行政職、技能労務職及び医療職の給料表の給料月額を平均で約0.2%引上げ
・初任給の給料月額を引上げ（大学卒3,000円、高校卒4,000円の増）
・若年層職員の給料月額を200円～4,100円引上げ
○期末・勤勉手当の支給割合の改定
・正規職員 年間で0.10月分引上げ（4.30月分→4.40月分）
・会計年度任用職員 年間で0.05月分引上げ（2.50月分→2.55月分）

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

- (1) 2(1)及び(2)（令和4年度に係る部分に限る。）の改正並びに2(3)、(4)及び(5)の規定 公布の日
- (2) 2(2)（令和5年度以降に係る部分に限る。）の改正 令和5年4月1日

4 一般職の職員の給与に関する条例改正案新旧対照表

- (1) 第1条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

第1条の規定による改正案	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員等 当該再任用職員等の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____ <u>100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員等 当該再任用職員等の勤勉手当基礎額に_____ <u>100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

第1条の規定による改正案	改正前
別表第1から別表第3まで 別掲のとおり	別表第1から別表第3まで 別掲のとおり

(2) 第2条の規定による一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の97.5</u> _____ (特定幹部職員にあっては、<u>100分の117.5</u> _____) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等 当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> _____ (特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.5</u> _____) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員等 _____ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の112.5</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の102.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員等 _____ の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の55</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の50</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の第22条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
3～5 略	3～5 略

※ 破線部分は、12月定例会に提案の議案第115号職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例により改正するもの

(別掲)

第1条の規定による改正案

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員等以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	

(別掲)

改 正 前

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 等 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	

第1条の規定による改正案

37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		

改 正 前										
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800		
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400		
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000		
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600		
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100		
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				

第1条の規定による改正案

81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500		
95		295,200	343,100	381,900		
96		295,600	343,500	382,300		
97		295,800	343,700	382,600		
98		296,100	344,100	383,100		
99		296,500	344,500	383,500		
100		296,900	344,800	383,900		
101		297,100	345,100	384,200		
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				

改 正 前								
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,500				
95		295,200	343,100	381,900				
96		295,600	343,500	382,300				
97		295,800	343,700	382,600				
98		296,100	344,100	383,100				
99		296,500	344,500	383,500				
100		296,900	344,800	383,900				
101		297,100	345,100	384,200				
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						

第1条の規定による改正案

	125		304,200						
再任用職員等		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員等以外の職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200	

改 正 前

	125		304,200						
再任用職員等		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員等以外の職員		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200	

第1条の規定による改正案

35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	

改 正 前							
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300		
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400		
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500		
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600		
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600		
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600		
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600		
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600		
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600		
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600		
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500		
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500		
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500		
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500		
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400		
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300		
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200		
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000		
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800		
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600		
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400		
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100		
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800		
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600		
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400		
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100		
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800		
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500		
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200		
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900		
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500		
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000		
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500		
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000		
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400		
70	213,300	253,100	282,500	311,300			
71	213,600	253,500	283,300	311,800			
72	214,000	253,900	284,000	312,300			
73	214,200	254,100	284,800	312,600			
74	214,600	254,500	285,500	313,100			
75	215,100	255,000	286,300	313,600			
76	215,700	255,500	287,100	314,000			
77	215,900	255,800	287,700	314,200			
78	216,600	256,200	288,200	314,500			

第1条の規定による改正案

79	219,100	256,700	288,700	314,800
80	219,500	257,200	289,100	315,100
81	220,000	257,500	289,500	315,400
82	220,300	257,800	289,900	315,700
83	220,600	258,100	290,400	316,000
84	221,000	258,400	290,900	316,300
85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	

改 正 前						
79	217,100	256,700	288,700	314,800		
80	217,600	257,200	289,100	315,100		
81	218,300	257,500	289,500	315,400		
82	218,600	257,800	289,900	315,700		
83	219,200	258,100	290,400	316,000		
84	219,900	258,400	290,900	316,300		
85	220,500	258,600	291,300	316,500		
86	220,900	258,800	291,900	316,900		
87	221,300	259,100	292,500	317,200		
88	222,000	259,400	293,100	317,400		
89	222,500	259,600	293,400	317,600		
90	223,000	259,800	293,900	317,900		
91	223,500	260,200	294,400	318,200		
92	223,900	260,400	294,800	318,500		
93	224,300	260,700	295,200	318,700		
94	224,700	261,100	295,700	319,000		
95	225,100	261,400	296,200	319,300		
96	225,400	261,700	296,700	319,500		
97	225,700	261,900	297,000	319,700		
98	226,200	262,200	297,400	320,000		
99	226,700	262,400	297,900	320,300		
100	227,200	262,700	298,400	320,500		
101	227,600	263,000	298,800	320,700		
102	228,100	263,200	299,200			
103	228,700	263,500	299,500			
104	229,300	263,800	299,800			
105	229,700	264,000	300,100			
106	230,200	264,200	300,500			
107	230,500	264,500	300,900			
108	230,900	264,700	301,300			
109	231,100	265,000	301,600			
110	231,500	265,300	302,000			
111	232,000	265,600	302,400			
112	232,400	265,800	302,700			
113	232,600	266,000	302,900			
114	233,100	266,300	303,200			
115	233,600	266,500	303,500			
116	234,100	266,700	303,700			
117	234,400	267,000	303,900			
118	234,800	267,300	304,200			
119	235,200	267,600	304,500			
120	235,600	267,900	304,700			
121	236,000	268,100	304,900			
122		268,300	305,200			

第1条の規定による改正案

123		268,600	305,500			
124		268,900	305,700			
125		269,100	305,900			
126		269,300	306,200			
127		269,600	306,500			
128		269,900	306,700			
129		270,100	306,900			
130		270,300	307,200			
131		270,600	307,500			
132		270,900	307,700			
133		271,100	307,900			
134		271,300				
135		271,600				
136		271,900				
137		272,100				
再任用職員等		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級号	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員等以外の職員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400	

改 正 前						
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員等		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員等以外の職員		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400	

第1条の規定による改正案

19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
22	327,100	398,300	450,300	515,700	
23	330,500	400,200	452,600	517,600	
24	333,800	401,800	454,900	519,500	
25	337,300	403,800	456,900	521,200	
26	339,800	406,100	459,200	523,000	
27	342,400	408,300	461,400	524,800	
28	344,700	410,600	463,700	526,600	
29	347,100	412,900	465,800	528,200	
30	348,900	415,000	468,100	530,000	
31	350,700	417,000	470,400	531,800	
32	352,700	419,100	472,600	533,600	
33	354,900	421,000	474,600	535,200	
34	357,200	422,800	476,700	537,000	
35	359,300	424,600	478,800	538,700	
36	361,600	426,600	480,900	540,500	
37	363,700	428,500	483,000	542,100	
38	366,100	430,500	484,800	543,700	
39	368,300	432,400	486,600	545,100	
40	370,300	434,400	488,400	546,700	
41	372,500	436,200	490,100	548,200	
42	373,500	438,000	491,900	549,600	
43	374,300	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	

改 正 前							
19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400		
20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400		
21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400		
22	323,800	397,200	450,300	515,700			
23	327,300	399,700	452,600	517,600			
24	330,600	401,800	454,900	519,500			
25	334,100	403,800	456,900	521,200			
26	336,800	406,100	459,200	523,000			
27	339,400	408,300	461,400	524,800			
28	342,000	410,600	463,700	526,600			
29	344,800	412,900	465,800	528,200			
30	346,700	415,000	468,100	530,000			
31	348,900	417,000	470,400	531,800			
32	351,300	419,100	472,600	533,600			
33	353,500	421,000	474,600	535,200			
34	355,800	422,800	476,700	537,000			
35	357,900	424,600	478,800	538,700			
36	360,200	426,600	480,900	540,500			
37	362,400	428,500	483,000	542,100			
38	364,800	430,500	484,800	543,700			
39	367,000	432,400	486,600	545,100			
40	369,000	434,400	488,400	546,700			
41	371,300	436,200	490,100	548,200			
42	372,500	438,000	491,900	549,600			
43	373,900	439,700	493,700	551,000			
44	375,000	441,500	495,500	552,300			
45	376,200	443,300	497,100	553,500			
46	377,600	445,100	498,800	554,500			
47	379,100	446,900	500,600	555,500			
48	380,600	448,600	502,400	556,500			
49	381,700	450,400	504,000	557,500			
50	382,700	452,100	505,300	558,400			
51	383,700	453,900	506,600	559,300			
52	384,500	455,700	507,900	560,200			
53	385,400	457,600	508,900	561,000			
54	386,300	458,800	510,200	561,900			
55	387,000	460,000	511,500	562,800			
56	387,900	461,200	512,800	563,700			
57	388,600	462,400	513,800	564,600			
58	389,500	463,400	514,600	565,500			
59	390,300	464,400	515,400	566,400			
60	391,100	465,400	516,200	567,100			
61	391,600	466,200	517,100	568,000			
62	392,100	466,900	517,900	568,900			

第1条の規定による改正案

63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員等	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

改 正 前						
63	392,500	467,600	518,800	569,800		
64	393,000	468,300	519,600	570,700		
65	393,300	469,000	520,500	571,600		
66		469,700	521,400			
67		470,400	522,100			
68		471,000	523,000			
69		471,300	523,900			
70		472,000	524,700			
71		472,700	525,600			
72		473,400	526,500			
73		473,800	527,300			
74		474,400	528,200			
75		475,100	529,100			
76		475,800	529,800			
77		476,200	530,600			
78		476,800	531,500			
79		477,400	532,400			
80		477,900	533,300			
81		478,500	534,100			
82		479,000	535,000			
83		479,500	535,900			
84		480,000	536,800			
85		480,400	537,600			
86		481,000	538,500			
87		481,400	539,400			
88		481,900	540,300			
89		482,400	541,100			
90		483,000				
91		483,600				
92		484,000				
93		484,500				
94		485,100				
95		485,700				
96		486,300				
97		486,800				
再任用職員等	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900	
備考	この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。					